

第1 概要

保護命令の制度とは、「配偶者からの身体に対する暴力」を受けた被害者が、更なる「配偶者からの身体に対する暴力」を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者の生命又は身体の安全を確保することを目的として、裁判所が、配偶者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子への接近等の禁止又は③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を内容とする「保護命令」を発令し、配偶者がこれに違反した場合には刑事制裁を加えることで、被害者の生命又は身体の安全を確保しようとする制度である（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「法」という。）第4章）。

第2 保護命令の種類

1 接近禁止命令（法第10条第1項第1号）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

2 子への接近禁止命令（法第10条第2項）

配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者とその成年に達しない子が同居する住居（3の退去命令の対象となる被害者と配偶者が生活の本拠を共にする住居を除く。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものである。

配偶者が被害者の子へ接近することは、一般的には、被害者の生命又は身体に危害が加えられるおそれを直接に生じさせる行為ではないことから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号。以下「改正法」という。）による改正前においては、保護命令による禁止行為とはされていなかったが、例えば、配偶者が被害者の幼年の子をその通園先等において連れ去り、配偶者の元に連れ戻してしまうと、その子の身上を監護するために被害者が自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなるなど、被害者が配偶者との面会を余儀なくされると認めるべき場合があり、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近することにより被害者が配偶者から更に身体に対する暴力を加えられる危険が高まり、その効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、改正法により、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されることを

防止するため、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令が設けられたものである。

3 退去命令（法第10条第1項第2号）

配偶者に対し、命令が効力を生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものであり、改正法により退去の期間が2週間から2月間に延長されるとともに、当該住居の付近をはいかいすることの禁止が加えられたものである。

第3 保護命令の申立ての手続

1 申立人

- (1) 保護命令の申立てをすることができるのは、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者（「被害者」）である（法第10条第1項本文）。
- (2) 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む（法第1条第3項）。

また、改正法により、「配偶者からの暴力」については、身体に対する暴力に限らず、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むものとされているが（法第1条第1項）、保護命令の手続の対象となるのは、改正法による改正前と同様、配偶者からの「身体に対する」暴力を受けた被害者に限られる（法第10条第1項柱書）。「身体に対する暴力」とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう（法第1条第1項）。

- (3) さらに、改正法による改正前は、元配偶者に対して保護命令を発令することは認められていなかったが、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場合にあっては、離婚直後の時期が一連の身体に対する暴力の危険が最も高まる時期であると指摘されていること、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に離婚をした場合にあっては、婚姻中の身体に対する暴力と離婚後において配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力は、一体的なものとして評価することが可能であることなどの理由から、改正法により、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であっても、3（1）の要件を満たすときは、当該配偶者であった者に対して保護命令を発令することができることとされたものである（第10条第1項柱書）。

2 管轄裁判所

保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）は、次の地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 相手方である「配偶者」の住所の所在地（法第11条第1項）
- (2) 日本国内に相手方の住所がないとき又は住所が知れないときは、その居所の所在

地（同項）

- (3) 申立人の住所又は居所の所在地（同条第2項第1号）
- (4) 保護命令の申立てに係る「配偶者からの身体に対する暴力」が行われた地（同項第2号）
- (5) 被害者の子への接近禁止命令の申立てに係る事件については、被害者への接近禁止命令を発令する裁判所又は発令した裁判所（法第10条第2項）

3 保護命令発令の要件

保護命令が発令される要件は、次のとおりである。

(1) 保護命令に共通の要件

申立人である被害者が配偶者からの「更なる」身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいこと（同項本文）

元配偶者に対する保護命令の発令の要件が「引き続き」身体に対する暴力を受けのおそれ大きいこととされているのは、婚姻継続中の身体に対する暴力との一体性が必要であることによるものと考えられる。

(2) 被害者の子への接近禁止命令の発令のため特に必要とされる要件

ア 裁判所が(1)の要件があることを認めて、接近禁止命令を発令したこと又は同時に発令すること（法第10条第2項本文）

イ 被害者とその成年に達しない子（以下単に「子」という。）と同居していること（同項本文）

ウ 被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認められること（同項本文）

なお、この必要性の認定は、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の客観的事情の存在により認められる必要がある。

エ 子が15歳以上であるときは、その同意があること（同項ただし書）

一定の判断能力を備えていると認められる15歳以上の子については、その意思を十分に尊重するために、その子の同意がある場合に限り、被害者の子への接近禁止命令を発令することとされたものである。

4 申立ての方法等

(1) 保護命令の申立ての方法

保護命令の申立ては、書面（申立書）でなければならず、その記載事項は、配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号。以下単に「規則」という。）の定める形式的記載事項（第1条参照）のほか、次のとおりである（法第12条第1項）。なお、これらの事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処せられる（法第30条）。

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

ウ 被害者の子への接近禁止命令の申立てをする場合にあっては、被害者が同居している子に関して配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と面会することを余儀なくされることを防止するため被害者の子への接近禁止命令を発令する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してアからウまでの事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(7) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

(イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

(ロ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

(ハ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

(2) 保護命令の申立てに当たって提出すべき資料

(1) の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)アからウまでの事項についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない（法第12条第2項）。

「宣誓認証」とは、書面の作成名義人が、公証人の面前において、その書面の記載の真実であることを宣誓した上で、その書面に署名若しくは押印し、又はその書面にある署名若しくは押印が自己の意思に基づくものであることを認めたことを、公証人が認証することをいう（公証人法第58条ノ2第1項）。

公証人の宣誓認証を得るためには、公証人役場において、公証人に対し、宣誓認証の囑託をすることになる（公証人法第1条第2号、第60条、第28条）。書面の記載の虚偽であることを知って宣誓をした者は、10万円以下の過料に処せられる（公証人法第60条ノ5）。

なお、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓認証を行わせることができる（法第20条）。

(3) 保護命令の申立ての手数料等

保護命令の申立てに要する手数料は、1,000円である（民事訴訟費用等に関する法律第3条、別表第一の一六の項）。手数料は、申立書に収入印紙をはって納めなければならない（同法第8条本文）。

また、(2)の申立人の供述を記載した書面について公証人の宣誓認証を嘱託するための手数料は、1万1,000円である（公証人手数料令第34条第1項・第2項）。

第4 保護命令事件の審理

裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判することが要請されている（法第13条）。

保護命令を発令するには、相手方に反論の機会を保障する趣旨から、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ることが原則とされているが、期日を経ることにより被害者の生命又は身体の安全の確保という保護命令の申立ての目的を達することができないときは、これらの期日を経ることなく、書面審理のみで保護命令を発令することができる（法第14条第1項）。

第5 保護命令の裁判とその効力

保護命令の申立てについては、裁判所は、理由を付した決定（口頭弁論を経ない場合には、理由の要旨を示した決定）により裁判することとされ（法第15条第1項参照）、保護命令の申立てに理由があると認めるときは、保護命令を発令しなければならない（法第10条第1項参照）。

保護命令の効力は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した期日における言渡しによって生じる（法第15条第2項）。

保護命令の効力が生じた後に相手方が保護命令に違反した場合、保護命令は執行力を有しないものとされているため（法第15条第4項）、民事上の強制執行の対象とはならないが、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事上の制裁の対象となる（法第29条）。

第6 保護命令の裁判に対する不服申立て

保護命令の申立てについての裁判に対しては、その裁判の告知を受けた日から1週間が経過するまでの間、即時抗告により不服を申し立てることができる（法第16条第1項、第21条、民事訴訟法第332条）。

この場合、保護命令の効力は停止されないのが原則であるが、即時抗告の申立人が、保護命令の効力の停止を申し立て、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明（裁判官に事実の存否に関し高度の蓋然性についての確信を抱かせる「証明」には至らないが、事実の存否に関し一応確からしいという蓋然性の心証を抱かせるもので足りると解されている。）があったときに限り、抗告裁判所（原裁判所

の所在地を管轄する高等裁判所)又は記録の存する原裁判所(保護命令を発令する裁判をした地方裁判所)は、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる(法第16条第3項)。

なお、接近禁止命令について即時抗告があり、その効力の停止が命じられる場合において、接近禁止命令を前提とする被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、停止を命ずる裁判所は、被害者の子への接近禁止命令の効力の停止をも命じなければならない(同条第4項)。

第7 保護命令の取消し

1 抗告裁判所による取消し

保護命令を発令する裁判に対する即時抗告が申し立てられた場合において、抗告裁判所が保護命令の取消しの原因となる事情があると認めたときは、保護命令を取り消すこととなる。

また、接近禁止命令についての即時抗告を認めてこれを取り消す場合において、被害者の子への接近禁止命令も発令されているときは、抗告裁判所は、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない(法第16条第6項)。

2 当事者の申立てによる取消し

保護命令を発令した裁判所は、次の場合には、保護命令を取り消さなければならない(法第17条第1項)。

- (1) 保護命令の申立てをした被害者が、保護命令の取消しを申し立てた場合(同項前段)
- (2) 接近禁止命令又は被害者の子への接近禁止命令にあっては、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して3月を経過した後に、退去命令にあっては、退去命令の効力が生じた日から起算して2週間を経過した後に、これらの命令を受けた配偶者が申立てをし、裁判所がこれらの命令の申立てをした被害者に異議がないことを確認した場合(同項後段)

3 被害者の子への接近禁止命令の取消しに伴う取消し

被害者の子への接近禁止命令が発令されている場合において、2(1)又は(2)によりその前提である接近禁止命令を取り消すときは、被害者の子への接近禁止命令をも取り消さなければならない(法第17条第2項)。

第8 保護命令の再度の申立ての手續

1 発令の要件

- (1) 接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令
最初の保護命令の申立ての手續と変わることはない。
- (2) 退去命令

退去命令が発令された後に当該退去命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする退去命令の再度の申立てがあったときの発令要件は、次のとおりである（法第18条第1項）。

ア 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情があること（同項本文）

イ 再度の退去命令を発することにより相手方である配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められないこと（同項ただし書）

イの要件については、相手方である配偶者において生活に特に著しい支障を生ずると認めるに足りる事情を主張立証する必要がある。

2 再度の申立ての方法等

接近禁止命令・被害者の子への接近禁止命令の再度の申立ての方法については、保護命令の申立ての手續と変わるところはないが、退去命令の再度の申立ての方法については、次のような申立書の記載事項等の特例がある。

(1) 申立書の記載事項等（法第18条第2項、第12条第1項）

ア 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況

イ 配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる再度の申立ての時における事情

ウ 配偶者（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該退去命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去命令を再度発する必要があると認めるべき事情

エ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力に関してア及びイの事項並びにウの事情について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無

オ エにおいて相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があるときは、次の事項

(ア) 当該配偶者暴力相談支援センター又は警察職員の所属官署の名称

- (イ) 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - (ウ) 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - (エ) 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- (2) 申立てに当たって提出すべき資料
- (1) の申立書に(1)オの事項の記載がない場合には、申立書には、(1)ア及びイの事項並びにウの事情についての申立人の供述を記載した公証人の宣誓認証のある書面を添付しなければならない(法第18条第2項、第12条第2項)。
- (3) 保護命令の再度の申立ての手数料等
- 保護命令の再度の申立てに要する手数料は、保護命令の申立てと変わらない。